

広島県告示第五百八十九号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設から次のとおり変更の届出があつた。

令和二年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 養成施設の名称及び所在地

1 養成施設の名称

県立広島大学地域創生学部地域創生学科健康科学コース

2 所在地

広島県広島市南区宇品東一丁目一番七十一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

養成施設の名称の変更

2 変更内容

| 変 更 前             | 変 更 後                     |
|-------------------|---------------------------|
| 県立広島大学人間文化学部健康科学科 | 県立広島大学地域創生学部地域創生学科健康科学コース |

三 変更年月日

令和二年四月一日